## ○厚生労働省告示第三百四十一号

に サ 障  $\mathcal{O}$ 基 害 障 ピ 者 づ 部 が き、 ス 等 1  $\mathcal{O}$ /こ 者 施  $\mathcal{O}$ 要 厚 行 地 制 生 す に 域 度 労 伴 る 生 改 費 V \ 働 活 革 用 大 を 推 支 臣  $\mathcal{O}$ 及び 進 額 援 が 本 障 す 定  $\mathcal{O}$ 部 算 害 るた 8 等 者 定 る 12 者 に 自 お 8 関 立支援法 け  $\mathcal{O}$ 平 する基 関 る 成 係 検 + 法 討 に 八 準 律 を 、基づく 年 厚 踏  $\mathcal{O}$ 平 整 ま 生労 . 成 え 備 + 指 て に 定 八 関 働 障 省 年 障 す 害 告 ·厚 害 Ź 保 示 生 福 法 健 労働 第 祉 律 福 五. サー 祉 平 省 百 施 告示 匹 ピ 成二十二年 策 + を ス 八号) 第 等 見 五. 及 直 百 び す の <u>-</u> 二十三号) 基 法 ま 準 律 で 部を 該 第  $\mathcal{O}$ 当 七 間 次 障 + 12 0) 0 害 お よう 号) 規 福 定 て 祉

平成二十三年九月二十二日

に

改

正

し、

亚

成二

十三

年

+

月

日

カコ

5

適

用

す

る。

厚生労働大臣 小宮山洋子

第 号 中 同 . 告 示」 を 「 居 宅 介護 従 業 术者基 準」に、 第五号」を 「第六号」 に、 第 八 号」 を 「 第

十号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第二 号中 「 第 五. 号」 を 第六 . 号 \_ に、 第 八 号 を 第 + · 号 \_ に、 第 十二号」 を 第 + 五. 号」

、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第三 号中 「 第 五. -号 \_ を 第六号」に、 第 八号」 を 「第十号」に、 「 第 十二号か ら第 十五号ま で

を 「第 + 五. 号 か 5 第十 八 号まで」 に、 第十一 号」 を 第十 -四号」 に 改 いめる。

第 兀 号 中 第六 号又 は第 九号」 を 「第七 号又は第十 号 に改 8 る

第 九 第 第 六 号 五. 一号中 号 中 を 「 第 第 第 五. 十 五. 号 一号」 号」を を に、 「第六号」に、 「第六号」に、 「第十二号」 「第六 「第六号」を を . 号 \_ 第十五 を 号」 「第七号」 「第七号」 に、 に、 に、 第十 「第八 「第八 号」 号 号 を 「 第 を を 十 「第十号」 第 兀 号 + 号 に に、 に、 改 8 る。

第十 第 九号」 号」 を を 「第十一号」に、 」 「 第 十四号」に改める。 「第十二号 か ら第 十 五 号 まで」 を 第十五号か ら第 十八号まで」 に、

第 七 号中 「 第 五. 号、 、 第六号、 第 八号、 第 九 号、 第十 号又は第十二号」 を 「第六号、 第七 号、 第十

号 、 第 + 号、 第 + 匝 号 又 は 第十 五. 号」 に 改 8 る。

又 は第十二号」 第 八 / 号中 同 を 告 示 「第六号、 を 居 宅 第七号、 介 護従業者 第十号、 基 準 第十一 に、 号 、 第 五号、 第十四 号又は 第六号、 第十五 第 八号、 号 に 第九号、 改 め 第 + 号

第  $\dot{+}$ ·号中 「 第 四 号、 第七号又は第十 号」を 「第五 号 、 第九号又は第十三号」 に改 め、 同 号 を第 十 二

号とする。

第十 号」 第 を 九 号」 号 中 「 第 を 九  $\bigcup_{i=1}^{n}$ 号 、 「 第 第 十四四 第十 3 号 号 を に改 に、 第 4 め、 に、 第十号若 同 号を第十一号とする。 「 第 兀 L Š 号、 は第十二号」 第 五. 号 を を 第 第十三号若しくは第十五号」 五. 号 、 第六 号 に、 第 七 号、 、 に、 第 八

第八号の次に次の二号を加える。

九 介 護 給 付 費 単 位 数 表 第 3  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 同 行 援 護 サ ピ ス 費 以 下 同 行援 護 サ ] F, ス 費」 、 う。  $\mathcal{O}$ 

注 3 本 文 及 び 注 4 本 文  $\mathcal{O}$ 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者

次のいずれかに該当する者

イ

降 付 研 障 年 準 修 12 に は 研 護 居 相 第 修 を 害 課 宅 修 厚 12 従 に 限 居 受 当 業 者 生 ょ 程 介 る 宅 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す け 課 護 該 八 事 者 外 労 る 修 介 る 号 業 廃 従 養 た 程 働 了 護 研 出 者 者 業 成 省 修 Ł を を 介 止 従 視 行 修 護 告 を 者 業  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 研 12 前 課 لح 覚 除 を 者 修 限 0 了 従 八 示  $\mathcal{O}$ <\_ 。 障 る 業 第 指 除 号 基 程 L た し、  $\mathcal{O}$ く。 て 者 者 準 害 課 又 を 定 者 当 は 修 都 か 程 養 百 居 第 ` ` 宅 道 外 該 成 第 了 5 12 九 号 当 介 第 十 二 条 府 出 相 第 研 研 し 県 介 当 護 十 第 第 十 修 該 修 当 \_ 第 号 護 す 匹 六 知 研 七 等 兀  $\mathcal{O}$ 三 号 号 لح 号 に 号 該 事 従 修 る 事  $\mathcal{O}$ 号 業 業 提 研 が  $\mathcal{O}$ 1 撂 ŧ **(居**  $\widehat{\Xi}$  $\widehat{\Xi}$ 視 者 う。 に 認 を げ 修 課  $\mathcal{O}$ 供 定 لح 覚 行 に 級 級 る 宅  $\mathcal{O}$ 8 養 程 当 る 成 障 者 介 事 0 8 訪 相 を L 業 当 護 研 研 7 害 た る 間 修  $\mathcal{O}$ た 者 居 者 従 都 る を 修 修 課 視 了 介 研 者 護 を 道 外 程 覚 修 宅 業 行 又 L カン 受 は کے 課 者 0 た 府 出 5 に 障 員 介 当 た 講 視 旨 県 害 を 程 護 基 介 相 L 除 者 中 覚 護 当 者 7 潍  $\mathcal{O}$ 知 該 修 従 <\_ . す 厚 業 障 事 か 証 従 研 外 了 別  $\mathcal{O}$ 者 者 者 害 業 修 る 表 5 明 が 出 生 当 者 者 労 を 基 第 介 で 書 認  $\mathcal{O}$ Ł ` 課 護 除 該 あ 外  $\mathcal{O}$ 8 養  $\mathcal{O}$ 働 潍  $\equiv$ に 交 る 程 لح 従 出 成 大 第 く。 第 研 0 て 付 業 + 規 修 介 研 研 を L 臣 を 修 者 六 条 定 護 修 修 7 が  $\mathcal{O}$ 平 受 号 第 す 課 都 定 従 了 養  $\mathcal{O}$ 又 業 第 る 成 け 課 道 成 程 は L  $\Diamond$ 号、 居 課 者 た 程 視 た る 研 十 を 十 府 旨 宅 号 程 修 八 養 者 を 覚 県 修 ŧ 年 障 了 成 修 知 介 を に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\widehat{\Xi}$ 護 修 + 研 限 害 証 事 以 し 了 号 た る。 者 下 亚 従 が 級 了 修 明 月 旨 業 外 書 認  $\mathcal{O}$ 成 相 L  $\widehat{\Xi}$ 当 当 課 視 者 た  $\mathcal{O}$ 日 出 +  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 者 交 以 又 該 覚 基 級 証 程 介 る 八 研

者 に 明 書 掲 養 居 げ 宅 成  $\mathcal{O}$ る 研 介 交 者 付 修 護 を に 従 受 該 居 業 当 宅 け 者 す た 介 基 る 護 ŧ 準 第 ŧ 従  $\mathcal{O}$ に 業  $\mathcal{O}$ と 限 者 条 4 基 第 る。 な 準 兀 す。 別 号 に 表 居 掲 第 宅 げ に る 介 係 者 護 る に 従 あ t 業  $\mathcal{O}$ 者 0 に て 基 は 限 準 る 第 平 成二 条 第  $\mathcal{O}$ + 課 几 六 程 号 に 年 を 修 規 九 月三 了 定 す L + た る 者 日 同 12 ま 行 限 で 援 る。  $\mathcal{O}$ 護 間 従 業 は

口

間 当 護 す  $\mathcal{O}$ 修 修 修 7 を 受 課 都 る 従 又 研 居 平  $\mathcal{O}$ 了 介 け 宅 成 業 課 護 身 程 は 修 道 課 体 を + 者 た 程 視 た 府 員 介 修 者 覚 県 を 障 八 養 を 旨 程 護 除 害 了 年 成 修 障 従 に  $\mathcal{O}$ 知 修 者 + 害 業 研 限 証 事 L 了 了 者 者 た 者 又 る し、 明 が 月 修 を 基 남 外 書 は  $\mathcal{O}$ 認 当 除 課 出 障  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 8 準 害 第十 <\_ 第 証 又 該 介 交 以 程 る 児 降 明 研 護 付 研 に は 六 相 従 を 条 書 第 修  $\mathcal{O}$ に 修 当 当 業 受 号 第 福  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す 交 該 者 け 課 事 第 八 \_\_ 祉 号、 付 視 る 号 業 養 た + 12 研 程 者 . 号 覚 を を を 関 修 Ł 成 受 第二 視 に 障 す 行 研 修  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\widehat{\Xi}$ る け 課 کے 覚 修 限 害 0 了 号 た た 者 級 事 程 L 障  $\mathcal{O}$ る L 業 7 害 者 課 t を 外 相  $\widehat{\Xi}$ 者 都 当 程 当 修 出  $\mathcal{O}$ か 直 級 に 道 外 5 12 該 介 研 了 当 居 相 第 接 限 L 府 出 研 護 修 当 処 る 県 + 修 従 課 宅 介 該 す 介 遇 当 業 知 護 研 七  $\mathcal{O}$ 程 に 該 る 号 事 者 修 護 事 従 修 業 Ł 業 従 限 に が 研  $\mathcal{O}$ 養 了 業者 者 視 者 る 掲 修 認 課  $\mathcal{O}$ を 成 養 と 覚 を げ  $\mathcal{O}$ 8 程 行 研 を除 L 除 る る を 事 成 障 0 修 者 に 業 て 害 た く。 研 研 修  $\mathcal{O}$ <\_ . 都 者 者 課 で 修 修 を 了 年 あ 行 を 又 L 道 外 か 程 受 府 5 以 0 0 は た 出 12 当 講 旨 上 て、 た 視 県 相 第 介 第 該 当 従 者 中 覚  $\mathcal{O}$ 知 護 +す 兀 六 事 視 カン  $\mathcal{O}$ 障 証 事 従 研 号 号 る L 覚 5 者 害 明 が 業 修 当 者 認 た で 書 者 障  $\mathcal{O}$ Ł  $\widehat{\Xi}$  $\widehat{\Xi}$ 害 経 該 あ 外 課  $\mathcal{O}$ 8 養  $\mathcal{O}$ と を 研 出 る 成 程 級 級 験 0 交 付 を 介 研 有 修 7 研 を L 訪 相

有するもの

ノヽ 科 ン IJ を タ ハ 厚 ピ 生 1 う。 学 IJ 労 院 テ 働 養 省 成  $\mathcal{O}$ シ 組 教 訓 織 日 科 練 ン 規 を修 則 規 セ 程 ン 平 了 タ (昭 i 成 十三 た 和  $\mathcal{O}$ 者 学 五. 又 院 + 年 は 厚 五. 12 これ 年 置 生 厚 労 か に 生 働 れ 準 省 省 る 告示 ず 令 視 る 覚 第 視覚 第 障 兀 号) 害 障 学 号) 第 害 科 者 第 六  $\mathcal{O}$ 兀 玉 百二 生 条 立 活 第 + 障 訓 害 五. 者 練 項 条 に IJ に を 専 規 規 ノヽ 門 定 ピ 定 とす す す IJ る る テ る 視 玉 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 技 覚 術 障 障 日 者 害 害 学  $\mathcal{O}$ 者 セ

+ 同 行 援 護 サ ピ ス 費  $\mathcal{O}$ 注 3 た だ L 書 及 び 注 4 ただ L 書  $\mathcal{O}$ 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る者

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

カン

12

該

当す

る

者

 $\mathcal{O}$ 

養

成

を

行

う

研

修

を

修

了

た

者

イ る 限 る。 平 成二 + 第 六 第 + 六 年 几 号 号 九 月三十  $\widehat{\Xi}$  $\widehat{\Xi}$ 級 級 訪 相 日 当 ま 問 介 研 で 0) 護 修 課 間に居宅介護従 員 に 程 限 修 る。 了 者 12 限 又 業者 は る。 第 基 + 準 五. 号 第 第 に + 掲 号 条第二 げ  $\widehat{\Xi}$ る者 号 級 に 相 (三級 該 当 当す 研 修 居 宅 ることと 課 介 程 護 修 従 了 な 者 業 る 者 に 限 に 4

口 関 程 に す 限 修 居 る。 了 宅 る 者 介 事 業 に 護 又 限 従 業者 直 は る。 第 接 基 + 処 準 遇 五. に 号 第 第 に 限 + 条 撂 号 る。 げ 第二号  $\widehat{\Xi}$ る に 者 級 で 相  $\widehat{\Xi}$ 年 あ 当 以 級 0 研 居宅 上 て、 修 従 課 事 程 介 視 覚 護 L 修 た 了 従 障 経 業 害 者 者 を 験 に を 有 限 に 限 有 す る。 る る。 す 身 る 体 Ł 第 障  $\mathcal{O}$ 第 害 + 者 兀 六 号 号 又 は  $\widehat{\Xi}$  $\widehat{\Xi}$ 障 級 害 級 児 訪 相 間 当  $\mathcal{O}$ 福 研 介 祉 護 修 に 員 課